

①都道府 ②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)				1 就学援助制度の実施について													2. 就学援助制度の申請書の配布方法							
	①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法													(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法						
						ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容						(2)(1)でケに○をした場合、その内容				
該当団体数	43	43	43	43	0	38	38	11	31	40	25	9	2	3	3	18	18	19	0	0	1	7	7		
大阪府 大阪市	大阪市教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当(就学援助グループ)	06-6115-7653	ua0021@city.osaka.lg.jp	http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000370721.html		○	○		○	○	○	○	○					○							
大阪府 堺市	教育委員会 総務部 学務課	072-228-7485	kyogaku@city.sakai.lg.jp	http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/tetsuzuki/hojo/iryohi.html		○	○	○	○	○	○	○										○	各学校で制度案内を配付後、希望者に各区役所の申請会場が各学校のいずれから申請書を配布		
大阪府 岸和田市	教育総務部総務課	072-423-9607	ksoumu@city.kishiwada.osaka.jp	https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/63/		○	○	○	○	○							○	○				○	各市民センター及び支所で希望者に申請書を配布		
大阪府 豊中市	学校教育課学務係	06-6858-2554	kyogakumu@city.toyonaka.jp	http://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/gakkou/enjo/s_hugakuenjo.html		○	○		○	○												○	各学校で案内を配布後、申請書を受け場所に設置。 各出張所にも設置。		
大阪府 池田市	管理部 総務・学務課	072-754-6291	k-somu@city.ikeda.osaka.jp	http://www.city.ikeda.osaka.jp/kurashi/life/nyuen/1418962754848.html		○	○		○	○							○								
大阪府 吹田市	学校教育部学務課	06-6384-2458	gakumu@city.suita.osaka.jp	http://www.city.suita.osaka.jp/		○	○	○	○	○								○				○	市役所本庁舎学務課窓口、市内出張所及び住民票等交付サービスコーナーにて申請書配布。		
大阪府 泉大津市	教育委員会事務局 教育部 指導課	0725-33-1131	ksidou@city.izumiotsu.lg.jp	http://www.city.izumiotsu.lg.jp/					○	○								○				○	転(編)入学時に教育委員会窓口及び各学校で希望者に対して申請書を配布。		
大阪府 高槻市	高槻市教育委員会 教育管理部 学務課	072-674-7627	gakumu-82@city.takatsuki.lg.jp	http://www.city.takatsuki.osaka.jp/		○	○	○		○	○	○						○							
大阪府 貝塚市	貝塚市教育委員会学校教育課	072-433-7108	gakkokyoiku@city.kaizuka.lg.jp	http://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/kyoiku/gakkoinken/me_njo/enjo/syuugakuenjo.html		○	○	○	○	○	○	○									○				
大阪府 守口市	守口市教育委員会事務局 指導部学校教育課 教職員人事・学事係	06-6995-3155	Mori.gakkouky@city-moriguchi-osaka.jp	http://www.city.moriguchi.osaka.jp/		○	○	○		○	○							○							
大阪府 枚方市	枚方市教育委員会学校教育部学務課	050-7105-8044	ky-gakumu@city.hirakata.osaka.jp	http://www.city.hirakata.osaka.jp/000000206.html		○	○	○	○	○	○				○	FMひらかたで制度を放送		○				○	希望者には教育委員会・市役所・支所でも配布		
大阪府 茨木市	教育総務部学務課	072-620-1684	gakumu@city.ibaraki.lg.jp	http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kurashi/kodomo/gakko/enjo/1315355826676.html		○	○	○	○	○							○								
大阪府 八尾市	八尾市教育委員会事務局 学校教育部 学務給食課	072-924-3872	gakumukyushoku@city.yao.lg.jp	http://www.city.yao.osaka.jp/0000009142.html		○	○	○	○	○	○						○								
大阪府 泉佐野市	教育部学校教育課	072-463-1212	g-kyouiku@city.izumisano.lg.jp	http://www.city.izumisano.lg.jp/		○	○	○	○	○								○							
大阪府 富田林市	教育総務部教育指導室	0721-25-1000	shidou@city.tondabayashi.lg.jp	http://www.city.tondabayashi.lg.jp/		○	○			○	○						○	○	○						
大阪府 寝屋川市	学校教育部教育政策総務課	072-813-0070	kyoiku@city.neyagawa.osaka.jp	http://www.city.neyagawa.osaka.jp/kurashi/life_event/nyuae_naku/shouchuugakkou/index.html		○	○	○	○	○	○											○	各学校で制度案内を配付後、保護者が直接教育委員会に来庁し、申請書に記載する。 学校には不測の事態への対応として数枚配布する。		
大阪府 河内長野市	河内長野市教育委員会事務局 子ども未来部 教育総務課	0721-53-1111	kyoikusoumu@city.kawachinagano.lg.jp	https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/45/1156.html		○	○	○	○	○	○						○	○							
大阪府 松原市	学校教育部 教職員課	072-334-1550(内線2576)	kyousyoku@city.matsubara.lg.jp	https://www.city.matsubara.lg.jp/kodomo/kyoiku/2/6715.html		○	○	○	○	○	○						○	○							
大阪府 大東市	学校教育部 学校管理課	072-870-9642	gakujii@city.daito.lg.jp	http://www.city.daito.lg.jp/kurashi/jyousei_teate/1403848578942.html		○	○	○	○	○	○						○	○							
大阪府 和泉市	和泉市教育委員会学校教育部指導室	0725-99-8159	非公開	http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/kyoikubu/sidousitu/faq/kyoikuhi.html		○	○	○	○	○	○							○							
大阪府 箕面市	子ども未来創造局学校生活支援課	072-724-6760	edushien@maple.city.minoh.lg.jp	http://www.city.minoh.lg.jp/edukanri/syugakuenjo1.html		○	○	○	○	○							○	○							
大阪府 柏原市	柏原市教育委員会 学務課	072-972-1697	gakumu@city.kashiwara.osaka.jp	http://www.city.kashiwara.osaka.jp		○	○	○	○	○					○	学校事務職員向け説明会を実施		○	○						
大阪府 羽曳野市	羽曳野市教育委員会事務局 学校教育室 学校教育課	072-947-3907	gakkokyoiku@city.habikino.lg.jp	http://www.city.habikino.lg.jp/			○	○	○	○								○	○						
大阪府 門真市	教育部 学校教育課	06-6902-7107	kys01@city.kadoma.lg.jp	http://www.city.kadoma.osaka.jp/		○	○	○	○	○									○						
大阪府 摂津市	教育総務部 子育て支援課	06-6383-1980	kosodateshien@city.settsu.lg.jp	http://www.city.settsu.osaka.jp/0000010967.html		○	○	○	○	○	○							○							
大阪府 高石市	教育部 学校教育課	072-265-1001(内線2731)	shidou@city.takaishi.lg.jp	http://www.city.takaishi.lg.jp		○	○	○	○	○								○							
大阪府 藤井寺市	藤井寺市教育委員会教育部教育総務課	072-939-1401	kyoikusoumu@city.fujiidera.lg.jp	http://www.city.fujiidera.lg.jp/kurashi/kyoikubunkasupotsu/syotyugakkoyotien/1390198114244.html		○	○	○	○	○	○							○	○						
大阪府 東大阪市	東大阪市教育委員会事務局 学校教育部 学事課	06-4309-3272	gakujii@city.higashiosaka.lg.jp	http://www.city.higashiosaka.lg.jp/000003598.html		○	○												○						
大阪府 泉南市	教育委員会学務課	072-483-3673	gakumu@city.sennan.lg.jp	http://www.city.sennan.lg.jp/kakuka/kyoiku/gakumu/gakuji/youtien/shugaku/1455020537025.html		○	○			○									○						
大阪府 四條畷市	教育部 学校教育課	072-877-2121	gakuyou@city.shijonawate.lg.jp	http://www.city.shijonawate.lg.jp/soshikikarasagasu/kyoiku/gakkokyoiku/gyomuanai/tengakutetzuki.syugakuenjyo.tugakukui/1425458254931.html		○	○	○	○	○				○					○						
大阪府 交野市	交野市教育委員会学校教育部学校管理課	072-810-8011	gakukan@city.katano.osaka.jp	http://www.city.katano.osaka.jp/docs/2011060100072/		○	○	○	○	○	○							○							

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について													2 就学援助制度の申請書の配布方法							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	(1)貴市区町村における就学援助制度の周知方法													(1)貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法							
							ア.教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ.自治体の広報誌等に掲載	ウ.就学案内の書類に記載	エ.入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ.毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ.各学校に対して制度を周知	キ.教職員向け説明会を実施	ク.保護者向け説明会を実施	ケ.その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でキにした場合、その内容						ア.各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ.各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ.各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ.教育委員会もしくは保護者に申請書を配付	オ.制度案内等を行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	カ.制度案内等は行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付
該当団体数	43	43	43	43	0	38	38	11	31	40	25	9	2	3	3	18	18	19	0	0	1	7	7				
大阪府	大阪狭山市	大阪狭山市教育委員会事務局 教育部 学校教育グループ	072-366-0011(810)	gakkou@city.osakasayama.osaka.jp	http://www.city.osakasayama.osaka.jp/sosiki/kyoikubu/gakkoukyougurupu/boshu/1473378707819.html		○	○		○							○	○									
大阪府	阪南市	阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 教育総務課	072-471-5678	kyouiku-s@city.hannan.lg.jp	http://www.city.hannan.lg.jp/		○	○		○	○								○								
大阪府	島本町	教育こども部 教育総務課	075-961-5151	k-soumu@town.shimamoto.lg.jp	http://www.shimamotocho.jp		○	○											○								
大阪府	豊能町	教育委員会 教育総務課	072-739-3426	kyoui-soumu@town.toyono.osaka.jp	http://www.town.toyono.osaka.jp/				○	○	○								○								
大阪府	能勢町	学校教育課	072-734-2693	sidou02@town.nose.osaka.jp	http://www.town.nose.osaka.jp		○	○	○	○	○								○	○							
大阪府	忠岡町	教育委員会教育部教育総務課	0725-22-1122	tadaokakyouiku@town-tadaoka.jp	https://www.town.tadaoka.osaka.jp/		○	○		○									○								
大阪府	熊取町	教育委員会事務局 学校教育課	072-452-6360	gakkou-kyouiku@town.kumatori.lg.jp	http://www.town.kumatori.lg.jp		○	○		○	○								○								
大阪府	田尻町	教育委員会事務局学事課	072-466-5022	gakujij@town.tajiri.osaka.jp	http://www.town.tajiri.osaka.jp/kakuka/kyoikuinkai/gakujika/menu/syugakuhiyou.html					○									○								
大阪府	岬町	教育委員会事務局 学校教育課	072-492-2719	gakkoukyouiku@town.osaka-misaki.lg.jp	http://www.town.misaki.osaka.jp/kyouiku/kyouikusoudan/1445.html		○			○	○									○							
大阪府	太子町	教育委員会事務局 教育総務課	0721-98-5533	kyouikusoumu@town.osaka-taishi.lg.jp	http://www.town.taishi.osaka.jp		○	○		○	○									○							
大阪府	河南町	教・育部 教育課	0721-93-2500	kyouiku@town.kanan.osaka.jp	http://www.town.kanan.osaka.jp/					○									○	○							
大阪府	千早赤阪村	千早赤阪村教育委員会事務局 教育課	0721-72-1300	gakkokyoku@vill.chihayaakasaka.lg.jp	http://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp/					○	○								○	○							

II 平成29年度準要保護認定基準		(1)平成29年度における準要保護認定基準																		(2) (1)でツ又は子に○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額				(3) (1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		他の基準の内容	(5)その他	就学援助率					
①都道府県	②市町村	ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民健康保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の滞りや、授業料等が悪い者、学習用具等に不自由している者、保護者の生活状況が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠陥が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めていたもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めていたもの)	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)				目安額(年額)	(4) (1)でテに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率	
該当団体	43	29	14	16	16	15	16	8	2	12	13	5	4	8	7	12	18	4	0	17	34	34	34	34	0	0	17	23	43				
大阪府	大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	その他	前年度	325				火災、風水害、震災、その他の災害にあった者	【課税所得等の分類】給与所得控除後の金額－医療費控除額 【目安額】(借家)325万円 (持家)260万円	30%未済			
大阪府	堺市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	その他	前年度	292				特別な事情があり、要綱に定める項目に該当する場合、必要書類を提出し、再審査を行う。 (本年度失業等)により所得額の激減、医療費の支払いが高額など	【課税所得等の分類】合計所得額を用いる	25%未済			
大阪府	岸和田市	○																○			1.1	課税所得 (税引き前)	前年度	336				保護者の失業、死亡、離婚、長期入院等の特別な事情があれば、所得超過であっても再判定を要する。		35%未済			
大阪府	豊中市	○															○				1.2	課税所得 (税引き前)	当該年度	294							20%未済		
大阪府	池田市	○	○	○	○	○				○	○										○										保護者の死亡、疾病、離婚、失業廃業	10%未済	
大阪府	吹田市	○															○				1.2	その他	その他	341								・基準根拠(課税所得等の分類)は、所得金額。 ・基準根拠(基準額の時期)は、平成28年4月1日時点の生活保護基準を用い算出を行ったが、国から生活保護基準の見直しに伴い、他制度へ影響が及ばないようにする対応方針が示されたため、生活保護基準の改正に関わらず、平成29年度は平成28年度の所得基準をそのまま照入した。	20%未済
大阪府	泉大津市	○	○	○	○	○				○	○	○									1.1	その他	その他	355					就学援助制度に該当しない世帯で、経済的理由で、公立小・中学校へのお子さんの就学が困難な保護者と学校長が判断した場合、学校長から教育委員会へ申し立てることにより、特例措置として認定する。	【課税所得等の分類】合計所得金額 【基準額の時期】平成25年8月以前の生活保護基準 【目安額】借家:355万円、持家:283万円	20%未済		
大阪府	高槻市																○				1.2	その他	その他	339								・基準根拠(課税所得等の分類)は、所得金額。 ・基準根拠(基準額の時期)は、平成28年4月1日時点の生活保護基準を用い算出を行ったが、国から生活保護基準の見直しに伴い、他制度へ影響が及ばないようにする対応方針が示されたため、生活保護基準の改正に関わらず、平成29年度は平成28年度(平成27年1月1日時点)の所得基準をそのまま照入した。 ・目安額は、借家の場合339万円、持家の場合276万円。	20%未済
大阪府	貝塚市	○	○	○	○	○				○	○										1.2	課税所得	前年度	273								25%未済	
大阪府	守口市	○																			○										市独自基準(平成29年度 4人世帯 給料収入:4,480,995円以下、所得:3,028,000円以下)の者	30%未済	
大阪府	枚方市																				○										前年の認定基準額に、大阪市消費者物価指数の対前年比を乗じたもの。	25%未済	
大阪府	茨木市																○				1.15	総所得 (税引き前)	その他	323								(2) 基準根拠 ・基準額の時期…平成24年度 ・目安額(年額)…持家世帯305万円(表内記載は借家世帯) 【課税所得等の分類】合計所得金額 (基準額の算出方法等)平成24年4月の基準額×3ヶ月+平成25年4月×9ヶ月の計算で第1類と第2類を計算し、これに住宅費を合算したものに1.1を乗じて基準額を算出している。 (目安額)上記は借家区分の額。持家区分の場合は、285万円。	20%未済
大阪府	八尾市	○		○	○	○															1.1	その他	その他	322								火災等の罹災世帯	30%未済
大阪府	泉佐野市																○				1.4	課税所得	前年度	300									20%未済
大阪府	富田林市																○				1.3	課税所得	前年度	328									30%未済
大阪府	寝屋川市	○																			1.16	その他	その他	318								・課税所得の分類…給与所得(給与所得控除後の金額) ・基準額の時期…平成25年度	30%未済
大阪府	河内長野市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○						○										統一基準額等は設けておらず、世帯の所得状況、保護者の申請理由及び学校長の所見等を鑑み、総合的に判断。	15%未済	
大阪府	松原市	○																			1.1	課税所得	前年度	256									25%未済
大阪府	大東市	○					○														1.2	その他 総所得 (税引き前)	当該年度	273								【課税所得等の分類】給与所得控除後の金額を基準根拠とする。(課税所得と同額ではない)	30%未済
大阪府	和泉市	○	○	○	○	○	○	○		○	○										1.1	その他 総所得 (税引き前)	4年前の 年度	260								障害年金・遺族年金の受給者	25%未済
大阪府	箕面市						○														1.2	その他 総所得 (税引き前)	当該年度	364								目安額(年額)は、借家の金額	15%未済
大阪府	柏原市																				1.1	その他	当該年度	285								・課税所得等の分類は「給与所得控除後の金額」 ・目安額(年額)は、借家の金額。持家は「247万円」	20%未済
大阪府	羽曳野市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.05	課税所得	その他	268								平成24年12月末日現在の生活保護法による保護の基準	25%未済
大阪府	門真市	○																			○										平成28年中の世帯(住民登録上)全員の所得の合計額が認定基準以下の世帯 (例)4人世帯 2,735,800円	35%未済	
大阪府	摂津市																	○			1	課税所得 総所得 (税引き前)	その他	311								平成25年4月	30%未済
大阪府	高石市																				1.15	その他 総所得 (税引き前)	その他	294								(基準額の時期)4年前の年度	25%未済
大阪府	藤井寺市	○																			○										平成28年度(6月1日以降の申請は29年度)の市民税の総所得分の課税所得金額が認定基準額[61万円+(16歳未満の扶養親族数×33万円)]以下の方	20%未済	
大阪府	東大阪市	○																			○											生活保護法の適用が可能な勤労所得者の収入限度額を基準とし、その者と同程度の経済状況にある者	30%未済
大阪府	泉南市	○																			1.1	その他	その他	263								【課税所得等の分類】前年合計所得(純損失、譲渡損失、雑損失の繰越控除をせずに計算した金額) 【基準額の時期】生活扶助基準見直し前の平成25年4月の基準	25%未済
大阪府	四條畷市																				○										前年度所得が、世帯状況に応じた「世帯所得額」と「加算額」が認定基準所得額以下であること。 ※「世帯所得額」は4人世帯で、2,805千円(家族1人につき308千円を加減算)、「加算額」は小学生1人につき120千円、中学生1人につき160千円を加算。	25%未済	
大阪府	交野市	○	○	○	○	○															1	課税所得	その他	301								基準根拠(基準額の時期)のその他:平成25年度	15%未済

		II 平成29年度準要保護認定基準																												
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																		(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率				
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、退学、休学、被服等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期				目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)	
該当団体	43	29	14	16	16	15	16	8	2	12	13	5	4	8	7	12	18	4	0	17	34	34	34	34	0	0	17	23	43	
大阪府	大阪狭山市	○	○																	○	1.3	課税所得	当該年度	330				事故、災害、失業など家庭の経済状況が急変した場合。	20%未満	
大阪府	阪南市																				○	1.1	課税所得	当該年度	229					20%未満
大阪府	島本町																					1.5	課税所得	その他	362				【基準額の時期】基準額は平成24年12月末日時点のものを使用	20%未満
大阪府	豊能町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	その他	320					【基準額の時期】平成25年度の生活保護基準額による。	10%未満
大阪府	能勢町	○	○	○	○	○	○																					・保護者の死亡・保護者の廃業失業等 ・保護者の疾病・災害等震災	15%未満	
大阪府	忠岡町	○																			○	1.2	総所得(税引き前)	当該年度	267					25%未満
大阪府	熊取町																					1.1	その他	その他	300				【課税所得の分類】は、給与所得控除後の金額から社会保険料、生命保険料、地震保険料を差し引いた金額 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満
大阪府	田尻町	○		○	○	○	○			○	○										○	1	課税所得	その他	298				【基準額の時期】4年前の年度 【目安額】(持家)232万円、(借家)298万円	15%未満
大阪府	岬町																					1	総所得(税引き前)	前年度	270					20%未満
大阪府	太子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.25	課税所得	その他	300					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満
大阪府	河南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.29	課税所得	その他	315					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満
大阪府	千早赤阪村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.25	課税所得	その他	350					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満

Ⅲ 平成29年度重要保護者学援助額																																						
1. 小学校の学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
(1)項目毎の援助額																														(2)補足事項 (1)でその他に〇をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項								
①都道府県	②市町村	学用品費									新入児童生徒学用品費等									通学費						修学旅行費						その他						
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給		上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体	43	1	1	0	1	2	1	42	42	0	1	1	0	0	0	41	40	1	12	12	0	0	0	0	1	0	0	20	20	0	21	21	21	1	0	2	34	
大阪府	大阪市	〇	9,023								〇	40,600							〇	5,000								〇	17,567								「支給平均額」は29年度予算に計上した単価による。 「学用品費」、「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」、「クラブ活動費」および「生徒会費」は、学用品費に含む。	
大阪府	堺市								〇	10,440						〇	20,470			〇	19,228							〇	19,228								・通学用品費と校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、学用品費に含んでいる。 ・修学旅行費は、平成28年度の実績額。 ・支給平均額は、平成29年度予算に計上した単価	
大阪府	岸和田市								〇	11,420						〇	40,600		〇	37,601								〇	21,490								・通学費は、特定の町に住所しており、特定の学校にバスで通学している児童にのみ実費を支給している。	
大阪府	豊中市								〇	15,220						〇	40,600											〇			24,000	22,373					学用品費(一定額) 1年12,990円(14.8%) 2~6年15,220円(85.2%)	
大阪府	池田市								〇	15,200						〇	40,600											〇	26,082								・1年生の学用品費のみ12,970円。 ・補助額が実費の項目は、すべて平成28年度の実績額を記入。	
大阪府	吹田市								〇	11,420						〇	40,600		〇	39,290								〇	21,714								・通学費は、平成29年度予算計上額	
大阪府	泉大津市								〇	11,420						〇	36,540												〇			17,192	17,192				・修学旅行費は平成28年度実績額の平均額	
大阪府	高槻市								〇	11,420									〇	30,740								〇	23,049								・通学費は、片道4km以上の場合に実費。 ・通学費は平成29年度予算に計上した単価。 ・修学旅行費の支給平均額は平成28年度実績額。	
大阪府	貝塚市								〇	11,420						〇	40,600		〇	0								〇			21,490	20,256					・通学費は実績はなし。 ・支給平均額は、28年度の実績額より記入。	
大阪府	守口市								〇	11,420						〇	40,600		〇	0								〇			21,490	20,770					・学用品費・学用品費に含まれる。 ・通学費については、教育長が認めた者のみ支給。実績なし。 ・「支給平均額」欄は、平成28年度実績を記入。	
大阪府	枚方市								〇	11,420						〇	40,600											〇	25,530								・修学旅行費：市立校は実費(予算単価26,240円)、国・私立校は21,480円を上限としている。	
大阪府	茨木市								〇	15,220						〇	40,600											〇	21,803								・学用品費・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・・・一定額(1年12,990円、2~6年15,220円) ・「支給平均額」欄については、29年度予算に計上した単価	
大阪府	八尾市								〇	11,420						〇	20,470												〇			21,490	19,422					「平均支給額」欄は28年度実績
大阪府	泉佐野市								〇	10,000						〇	15,000												〇			25,000	25,000					・通学用品費は学用品費に含む。
大阪府	富田林市								〇	11,420						〇	40,600												〇			20,580	19,961					・支給平均額については、28年度実績で記入
大阪府	寝屋川市								〇	11,420						〇	40,600											〇	24,000									
大阪府	河内長野市								〇	11,420						〇	40,600		〇	24,624								〇	19,856									
大阪府	松原市								〇	11,100									〇										〇			18,000	18,000				(補足事項) 通学用品費・新入児童生徒学用品費等は学用品費に含む。(金額11,100円) ・学用品費は小1が11,420円、小1以外が13,650円。 ・通学費は山間部の生徒のみ実費で支給(28年度実績額)。 ・修学旅行費は28年度実績額。	
大阪府	大東市								〇	13,650						〇	40,600		〇	43,750								〇	23,202									
大阪府	和泉市								〇	11,420						〇	40,600												〇			21,490	21,490					
大阪府	箕面市								〇	13,650						〇	40,600		〇	52,000								〇	24,000								・学用品費・・・1年11,420円、2~6年13,650円	
大阪府	柏原市								〇	11,420						〇	20,470		〇	10,040									〇				23,000	19,783				
大阪府	羽曳野市								〇	11,420						〇	40,600												〇			21,490	18,776					・修学旅行費の支給平均額については平成28年度実績額と同額を記入
大阪府	門真市								〇	7,740						〇	17,000											〇			20,600	19,734					・学用品費：1年 9,020円、2年~6年 7,740円 ・修学旅行費の平均支給額は平成28年度実績	
大阪府	摂津市				〇	13,650	13,650								〇	40,600			〇	22,600								〇									・学用品費には、通学用品費含む。(1年生は年間上限11,420円、2,3年生は13,650円)。	
大阪府	高石市								〇	11,420						〇	40,600																				・修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)：費用の85%	
大阪府	藤井寺市								〇	11,420						〇	40,600												〇			35,000	18,970				・修学旅行費は28年度実績による。	
大阪府	東大阪市								〇	11,420						〇	40,600											〇	21,174								・支給平均額は平成29年度予算計上単価。	
大阪府	泉南市								〇	11,420						〇	40,600																				・支給平均額は28年度の実績額により記入。 ・修学旅行費は実費の8割額を補助。	
大阪府	四條畷市								〇	11,420						〇	40,600											〇			21,490	21,490						
大阪府	交野市								〇	11,420						〇	40,600		〇	0								〇	24,682								・通学費は、支給費目として設けてはいるが実績はなし。 ・各支給平均額は平成28年度の実績額によるもの。	

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																				
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
		(1) 項目毎の援助額																												(2) 補足事項 (1)でその他に〇をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項								
①都道府県	②市町村	学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費												
		実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額		支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他
該当団体	43	1	1	0	1	2	1	42	42	0	1	1	0	0	0	41	40	1	12	12	0	0	0	0	1	0	0	20	20	0	21	21	21	1	0	2	34	
大阪府	大阪狭山市							○	15,220						○	40,600														○	20,000	19,000						学用品費・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)をあわせて、第1学年12,990円、その他の学年15,220円
大阪府	阪南市							○	11,420						○	40,600														○	21,490	20,972						「支給平均額」欄については、平成28年度実績額により記入している。
大阪府	島本町							○	11,420						○	40,600												○	25,000									
大阪府	豊能町							○	11,420						○	40,600												○	23,000									
大阪府	能勢町							○	11,420						○	40,600												○	26,500									・修学旅行費は平成29年度予算計上単価を記載
大阪府	宗岡町							○	11,420						○	40,600												○	22,000									実費の支給平均額は29年度に予算計上した単価。
大阪府	熊取町							○	11,420						○	40,600												○	21,490									・修学旅行費については平成29年度予算に計上した単価で回答。
大阪府	田尻町							○	11,420						○	40,600														○	21,490	21,490						平均支給額は平成29年度予算単価
大阪府	岬町							○	11,420						○	20,470														○	21,180	21,180						・学用品費と通学用品費あわせて11,420円 ・新入学児童生徒学用品費については9月補正で20,470円⇒40,600円に要求
大阪府	太子町							○	11,420						○	40,600														○	25,000	25,000						
大阪府	河南町							○	11,420						○	20,470														○	21,180	21,180						
大阪府	千早赤阪村							○	11,420						○	20,470			○	0										○	21,490	21,490						・支給額平均額は全てH28年度実績 ・通学費は実績なし

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容									
		(1) 費用毎の援助額																																					
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費													
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費		支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	43	1	1	0	1	1	1	42	41	0	1	1	0	0	0	0	41	40	1	12	12	0	0	0	0	1	0	0	19	19	0	22	22	22	1	0	2	35	
大阪府	大阪市	○	11,292							○	47,400							○	33,718								○	48,678										「支給平均額」は29年度予算に計上した単価による。 「学用品費」、「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」、「クラブ活動費」および「生徒会費」を、学用品費に含む。	
大阪府	堺市							○	18,000								○	23,550									○	65,919										・通学用品費と校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、学用品費に含んでいる。 ・修学旅行費は、実績額の平均額。 ・支給平均額は、平成29年度予算に計上した単価。 ・通学費は、特定の町に住居しており、特定の学校にバスで通学している生徒にのみ実費を支給している。	
大阪府	岸和田市							○	22,320								○	47,400	○	77,760							○	57,590										・学用品費(一定額) 1年24,590円(32.1%) 2・3年26,820円(67.9%) ・1年生の学用品費のみ24,560円。 ・補助額が実費の項目は、すべて平成28年度の実績額を記入。	
大阪府	豊中市							○	26,820								○	47,400										○	40,000	39,571								・学用品費(一定額) 1年24,590円(32.1%) 2・3年26,820円(67.9%) ・1年生の学用品費のみ24,560円。 ・補助額が実費の項目は、すべて平成28年度の実績額を記入。	
大阪府	池田市							○	26,790								○	47,400										○	59,615									・学用品費(一定額) 1年24,590円(32.1%) 2・3年26,820円(67.9%) ・1年生の学用品費のみ24,560円。 ・補助額が実費の項目は、すべて平成28年度の実績額を記入。	
大阪府	吹田市							○	22,320								○	47,400	○	79,410								○	55,511									・通学費は、平成29年度予算計上額	
大阪府	泉大津市							○	22,320								○	42,660											○	51,831	47,587							・修学旅行費は平成28年度実績額の平均額	
大阪府	高槻市							○	22,320								○	40,600	○	0							○	53,301										・通学費は、片道6km以上の場合に実費。 ・通学費は平成29年度予算に計上した単価。 ・修学旅行費の支給平均額は平成28年度実績額。	
大阪府	貝塚市							○	22,320								○	47,400	○	0									○	57,590	55,527							・通学費は実績なし。 ・支給平均額は、28年度実績額より記入。	
大阪府	守口市							○	22,320								○	47,400	○	0									○	57,590	46,955							・通学用品費・学用品費に含まれる。 ・通学費については、教育長が認めた者のみ支給。実績なし。 「支給平均額」欄は、平成28年度実績額を記入。	
大阪府	枚方市							○	22,320								○	47,400										○	41,955									・修学旅行費:市立校は実費(予算単価42,750円)、国・私立校は57,590円を上乗せしている。 ・学用品費・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・・・一定額(1年24,590円、2～3年26,820円) ・「支給平均額」欄については、29年度予算に計上した単価・各対象人数に基づき平均	
大阪府	茨木市							○	26,820								○	47,400										○	52,543										・「支給平均額」欄については、29年度予算に計上した単価・各対象人数に基づき平均
大阪府	八尾市							○	22,320								○	23,550											○	57,590	53,174							「平均支給額」欄は28年度実績	
大阪府	泉佐野市							○	15,000								○	20,000										○	45,000	45,000								通学用品費は学用品費に含む。	
大阪府	富田林市							○	22,320								○	47,400										○	51,430	50,223								・支給平均額については、平成28年度実績で記入。	
大阪府	寝屋川市							○	22,320								○	47,400									○	48,000											
大阪府	河内長野市							○	22,320								○	47,400	○	28,520							○	51,142											
大阪府	松原市							○	21,700										○										○	48,000	48,000							(補足事項) 通学用品費・新入学児童生徒学用品費等は学用品費に含む。(金額21,700円)	
大阪府	大東市							○	24,550								○	47,400										○	54,236									・学用品費は中1が22,320円、中1以外が24,550円。 ・修学旅行費はH28年度実績額。	
大阪府	和泉市							○	22,320								○	47,400										○	57,590	57,590									
大阪府	箕面市							○	24,550								○	47,400	○	101,000							○	63,000										・学用品費・・・1年22,320円、2～3年24,550円	
大阪府	柏原市							○	22,320										○	16,250									○	58,000	55,089							小学校6年生に中学校入学準備金を支給するため、平成29年度から新入学学用品費を廃止しました。	
大阪府	羽曳野市							○	22,320								○	47,400										○	57,590	53,496								修学旅行費の支給平均額については平成28年度実績額と同額を記入	
大阪府	門真市							○	17,010								○	22,000										○	55,700	53,251								・学用品費:1年 16,300円、2年～3年 17,010円 ・修学旅行費の平均支給額は平成28年度実績	
大阪府	摂津市			○	24,550	24,550											○	47,400									○	43,000										・学用品費には、通学用品費含む。(1年生は年額上限24,550円、2・3年生は22,320円)。	
大阪府	高石市							○	22,320								○	47,400																			○	・修学旅行費:費用の85%	
大阪府	藤井寺市							○	22,320								○	47,400										○	65,000	43,015								・修学旅行費はH28年度実績による。	
大阪府	東大阪市							○	12,990								○	47,400									○	54,055										・支給平均額は平成29年度予算計上単価。	
大阪府	泉南市							○	22,320								○	47,400																			○	・支給平均額は28年度の実績額により記入。 ・修学旅行費は実費の8割額を補助。	
大阪府	四條畷市							○	22,320								○	47,400										○	57,590	57,590									
大阪府	交野市							○	22,320								○	47,400	○	0								○	70,000	45,815								・通学費は、支給費目として設けているが実績はなし。 ・各支給平均額は平成28年度の実績額によるもの。	

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容									
		(1) 費用毎の援助額																																					
		学用品費							新入学児童生徒学用品費等							通学費							修学旅行費																
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額		その他		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体	43	1	1	0	1	1	1	42	41	0	1	1	0	0	0	0	41	40	1	12	12	0	0	0	0	1	0	0	19	19	0	22	22	22	1	0	2	35	
大阪府	大阪狭山市							○	26,820								○	47,400													○	50,000	47,100					・学用品費・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)をあわせて、第1学年24,590円、その他の学年26,820円	
大阪府	阪南市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,573					「支給平均額」欄については、平成28年度実績額により記入している。
大阪府	島本町							○	22,320								○	47,400									○	57,590											
大阪府	豊能町							○	22,320								○	47,400									○	60,000											
大阪府	能勢町							○	22,320								○	47,400									○	62,000											修学旅行費は平成29年度予算計上単価を記載
大阪府	宗園町							○	22,320								○	47,400									○	55,500											実費の平均支給額は29年度予算に計上した単価。
大阪府	熊取町							○	22,320								○	47,400									○	57,590											修学旅行費については平成29年度予算に計上した単価で回答。
大阪府	田尻町							○	22,320								○	47,400												○	57,590	57,590						平均支給額は平成29年度予算単価	
大阪府	岬町							○	22,320								○	23,550												○	56,670	56,670						・学用品費と通学用品費あわせて22,320円 ・新入学児童生徒学用品費については9月補正で23,550円⇒47,400に要求	
大阪府	太子町							○	22,320								○	47,400		○	23,760									○	65,000	65,000							
大阪府	河南町							○	22,320								○	23,550												○	56,670	55,008							
大阪府	千早赤阪村							○	22,320								○	23,550		○	0									○	57,590	55,806						・支給額平均額は全てH28年度実績 ・通学費は実績なし	

①都道府県	②市町村	IV その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			自由記載欄
		ア. 特 に 取 組 を 行 っ て い な い (把 握 し て い な い)	イ. 取 組 を 行 っ て い る (把 握 し て い る)		
				イに○をした場合、その内容	
該当団体	43	33	10	10	4
大阪府	大阪市	○			
大阪府	堺市	○			
大阪府	岸和田市	○			
大阪府	豊中市		○	希望する生徒への制服のリサイクルなど	
大阪府	池田市	○			
大阪府	吹田市	○			
大阪府	泉大津市		○	希望する生徒への制服のリサイクルを行っている。	
大阪府	高槻市	○			
大阪府	貝塚市	○			
大阪府	守口市	○			
大阪府	枚方市	○			
大阪府	茨木市	○			
大阪府	八尾市	○			平成29年度認定基準額については、平成26年度の認定基準額を基本的に据え置きとし、住宅費(借家区分)については、平成27・28年度の市平均額(4月時点)を用いた。
大阪府	泉佐野市		○	一部の学校で制服のリサイクルを行っている。	
大阪府	富田林市	○			
大阪府	寝屋川市	○			
大阪府	河内長野市	○			
大阪府	松原市		○	学校が個別に対応しているが、経済的に購入が難しい場合の制服の貸与など。	
大阪府	大東市	○			
大阪府	和泉市	○			平成25・26・27・28・29年度とも平成25年8月以前の基準を踏まえて認定している。
大阪府	箕面市	○			
大阪府	柏原市	○			
大阪府	羽曳野市	○			
大阪府	門真市		○	制服や体操服のリサイクルなど	
大阪府	摂津市	○			
大阪府	高石市	○			
大阪府	藤井寺市	○			
大阪府	東大阪市	○			
大阪府	泉南市	○			
大阪府	四條畷市		○	・転校の場合、当面の間前在籍校の制服着用を認める。 ・補助教材の使用を必要最低限とするよう校長会等で周知。	学用品費等の入学前支給については、平成30年度から中学校入学準備金を入学前に支給できるよう調査研究をしている。
大阪府	交野市	○			

		IV その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組		自由記載欄	
①都道府県	②市町村	ア. 特 に 取 組 を 行 っ て い な い (把 握 し て い な い)	イ. 取 組 を 行 っ て い る (把 握 し て い る)	イに○をした場合、その内容	
該当団体	43	33	10	10	4
大阪府	大阪狭山市		○	制服リサイクル	<p>【問A-3】(オ. その他の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〔生活扶助(年齢基準額+世帯基準額)+教育扶助+住宅扶助〕の1.3倍 ・ただし、年齢基準額の合算値には減率を乗しない。 ※減率: 多人数世帯に支給する第1類額が過大とならない為に各世帯の第1類合計額に対して乗ずる調整率 ・子ども医療費助成制度(対象) ①小学校6年生(満12歳に達する日以降の最初の3月31日まで)までの子ども ②中学校1年生から中学校3年生(満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)までの子ども <p>(助成内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①通・入院医療費(食事代を含む)の自己負担額(一部自己負担額を除いた)分を助成 ②入院医療費(食事代を含む)の自己負担額(一部自己負担額を除いた)分を助成 ・スクールソーシャルワーカーを活用した取組を行っている(例えば、経済的支援について情報提供している等)。 ・例えば、経済的支援についての情報提供が可能となるよう、貧困対策に関する教育委員会事務局職員、教員、事務職員等の資質の向上を目的とした研修等を実施している。 ・平成27年度より夏・冬期休業中と9月から12月までの土曜日を活用して、中学生を対象とした家庭学習支援を実施している。
大阪府	阪南市		○		
大阪府	島本町		○		
大阪府	豊能町		○		
大阪府	能勢町		○	希望する生徒への柔道着等のリサイクル	
大阪府	泉岡町		○		
大阪府	熊取町		○		
大阪府	田尻町		○	希望する生徒への制服のリサイクル	
大阪府	岬町		○	学校が制服のリサイクル、一時的な貸与等を行っている	
大阪府	太子町		○		
大阪府	河南町		○		
大阪府	千早赤阪村		○		